

(六) 退職手当支給ノ件

従来該制度ナカリシヲ以テ今後三年以上勤続者ニハ五十四五年以上ハ百五十四ヲ要求シシルカ本件ニ付テモ本社ト接衝スルコトシテ保留トナル

(七) 一般増俸ノ件

現在、收得金ニテハ生活困難ナル為相當増俸セラシメントモ求シシルモ本社ト接衝スルコトシテ保留トナル

(八) 昇給ノ件

従来昇給制度ナカリシヲ以テ相當期間ヲ経過セハ昇給セラシメントモ求シシルニ本社ト接衝シテ可及的ニ實行スル様努カスルコトナル

(九) 公傷死亡ニ付スル給典金

従来該制度ナカリシヲ以テ公傷ノ場合、治療費全部死亡場

合ニ相當金額ニ支給スル様要求シシルニ兩者共ニ相當額支給スルコトナル

(十) 自己疾病給典金ノ件

支給セス

(十一) 月給仕拂日繰上ノ件

従来月末ナリシヲ二十七日ニ繰上ヲ要求シシルニ月末一日ノ列ニ支拂フコトナル

(十二) 賞典金問題請求ノ件

従来事務員ノ賞典半期ニ付分「ホーイ」ハ一月分ナリシヲ兩者同額ニセラシメントモ要求シシルモ拒絶セラレ

(了)